

令和5年度調査研究結果の概要

2024年7月30日（火）

総務省電気通信紛争処理委員会事務局

目次

- 1. 海外主要市場における情報通信分野の紛争・意見対立の傾向
- 2. 米国の情報通信分野における紛争処理

1. 海外主要市場における情報通信分野の紛争・意見対立の傾向

①大手プラットフォームによる競争阻害の懸念

- EU、フランスでAppStoreやMeta等大手プラットフォームによる競争阻害行為

②電波資源の公正な割当て

- 韓国の5G周波数追加割当て、ドイツの周波数再割当て（新規参入者の公正なアクセス）

③ネットワーク整備コスト負担の在り方

- 韓国のネットワーク利用料訴訟と欧州への波及、米国のUSF負担の在り方

④接続や卸の協定・設備開放等

- 新規参入やM&Aのタイミング、料金水準や設備改修費用負担が定まっていない場合に発生

⑤クラウド大手と生成AI企業の提携による競争阻害の懸念

- 米国FTCの調査進行中。欧州テック企業・欧州委員会が新たな競争阻害を懸念

2-1 米国の情報通信分野における紛争処理手続き

紛争処理機関	長所	短所
連邦通信委員会 (FCC)	- 州際・国際通信における紛争処理を実施するための明確な法的管轄権と専門知識を有する。 - 過去にFCCが処理した紛争と類似する紛争事案であれば、比較的迅速な解決が望める。	- 紛争事案がFCCで進行中の政策的課題等に関連する場合、時間を要する可能性。 - 紛争当事者がFCCの裁定を不服として連邦裁判所に上訴すると、更に時間を要する。
州公益事業委員会 (PSC/PUC)	州公益事業（州内通信を含む）に関する豊富な専門的知識や背景知識を有する。	- 複数州に跨る紛争事案について各州のPSC/PUCに紛争処理を求めると、多額の費用を要する他、各州で異なる裁定が下りる可能性。 - 報道機関による権力の監視が十分でない恐れ（偏った裁定、「規制の虜(regulatory capture)」）。
司法省 反トラスト局 / 連邦取引委員会 (FTC)	- 反トラスト問題について比類のない専門知識を有する。 - 司法省反トラスト局又はFTCが事業者からの申立てを受けて、民事提訴した場合、事業者の訴訟費用の負担はない。	反トラスト訴訟は、特定市場で反競争的な企業結合や慣行が存在していることを立証するために大量のデータ収集や分析、議論を必要とするため、一般的に判決までに長期を要する。
民間ADR団体	- 簡便な手続きや紛争当事者の都合に合わせた柔軟なプロセスを踏むことができるため、紛争の早期解決が可能。 - 電気通信分野の紛争処理を手掛ける民間ADR団体が複数存在し、市場競争が働き、サービスや料金の適正化が図られている。	紛争当事者間の財力や社会的影響力の差が紛争処理プロセスに影響を及ぼす等、手続きが曖昧であったり不透明であったりして公平な合意内容が策定されない懸念。
連邦裁判所	- 裁判所の判決は、紛争を終局的に解決するための法的拘束性と最終性を備える。 - 裁判や裁判記録は原則として公開され、紛争処理プロセスの透明性が確保される。	- 電気通信に関する専門的知識の不足や社会規範の変化及び技術革新への対応不足から審理が非効率的なものとなれば、通常の提訴(12～18か月)よりも時間や費用が必要。 - 訴訟がマスメディア等で報じられ注目を集めると、紛争当事者の名誉や評判が損なわれる可能性。

2-2 米国における紛争処理手続きの使い分け

- 電気通信分野における紛争当事者は、裁判よりも**ADR**を積極的に利用する傾向にある。
- **ADR**が積極利用される背景には、電気通信分野の変化の激しさや、紛争当事者による事前の戦略的な意図があると考えられる。

■英国ロンドン大学調査（2016年）

電気通信分野における紛争が
法的拘束力のないADRで解決した割合

81%

解決しなかった紛争が
法的拘束力のあるADRや裁判に持ち込まれた割合

18%

※調査は世界各国の紛争処理機関職員を対象に実施

■ADRが積極利用される背景

1. 電気通信分野は他の産業分野に比べると技術や市場構造の変化が激しいため、紛争の解決には最新の技術・市場知識を有する専門家が必要となる。
⇒ 裁判官は電気通信分野の動向について必ずしも熟知していないが、FCC、PSC/PUC、民間ADR団体は高度な専門知識に基づいた助言や調整を行うことが可能であり、紛争当事者を相互に納得できる合意に導くことができる。
2. 紛争発生を予見する紛争当事者は、自らに有利な結果が得られるよう、事前に紛争解決方法について戦略的に検討している。
⇒ 事業者間で締結する契約書に、紛争発生時にはADRで紛争解決を図ることを明記するケースがある。

(参考1-1) 大手プラットフォームによる競争阻害の懸念

- 欧州市場では近年、米国大手プラットフォームとの対立案件が発生
- EUはデジタルサービス法（**DSA**）、デジタル市場法（**DMA**）導入で事前規制強化



■米国大手プラットフォームの不当な市場支配（EU）

- 【Spotify、欧州委員会】AppStore利用規約のアンチステアリング条項はAppleの市場支配的地位濫用。
- 【Apple】Spotifyは欧州委と組んで、AppStoreのルールを不当に変更させようとしている。



継続中



■米国大手プラットフォームによる不当な市場支配（フランス）

- 【Criteo】Metaの提携オンライン広告会社向けAPIの突然の遮断は市場支配力濫用。
- 【Meta】Authority of Concurrence（公取に相当）からの申し立て事実と通達を受けて商慣行改善に向けた誓約書提出。



Authority of ConcurrenceがMetaの行為は市場支配力濫用と判断

(参考1-2) 電波資源の公正な割当て

- 5G時代以降は周波数新規開放と再割当ての重要性がさらに高まる
- 特に使いやすい周波数帯割当て・再割当て決定方式が通信事業者間対立の要因になりうる



■ 5G周波数の追加割当て決定方式 (韓国)

- 【SKテレコム、KT】今回決定された5G周波数追加割当て方式はLG U+の主張を一方的に反映したもので公正ではない。
- 【LG U+】過去の周波数オークションで干渉の懸念のある帯域開放が留保され当社の5G確保帯域は他社より少ない。今回の追加割当てで優遇を受けることは当然。



LG U+への追加割当てにより事業者間対立は終了

■ その他の5G電波開放関連の問題



■ Cバンド5G干渉問題 (米国)

- 【航空業界】通信業界の干渉対策が不十分なためCバンド5Gの運用は延期すべき。
- 【通信業界】Cバンドが電波高度計に影響する証拠はない。一刻も早いCバンド運用を。



■ 既存事業者への周波数割当期間延長決定に対する不満 (ドイツ)

- 5G新規参入事業者1&1が、BNetzAによる既存事業者3社の周波数割当期間延長決定の違憲性を主張。

(参考1-3) ネットワーク整備コスト負担の在り方

- 韓国のネットワーク利用料訴訟（**Netflix**訴訟）が欧州にも影響
- 米国内ではインフラ整備の財源となるユニバーサルサービス基金拠出の在り方で意見対立



■ ネットワーク利用料負担を巡る訴訟（**Netflix**訴訟）（韓国）

- 【SKブロードバンド】Netflixのトラフィック増対策として国際回線を増設。その費用も勘案しNetflixはネットワーク利用料を当社に支払うべき*。
- 【Netflix】他国にネットワーク利用料は存在しないので支払い義務も協議義務もない。



一審ではNetflix敗訴。二審口頭弁論段階で両社が電撃和解



■ ネットワーク整備の公平な負担（EU）

- 【通信事業者（ISP）】高トラフィックのプラットフォームはネットワークコストを分担すべき。
- 【米国大手プラットフォーム】ISPへのネットワークコスト支払いは消費者に悪影響を及ぼす。



■ ユニバーサルサービス基金拠出メカニズム（米国）

- 【通信事業者】音声だけでなくブロードバンド収入もUSF財源とすべき。エッジプロバイダにもUSFへの拠出を義務付けるべき。
- 【エッジプロバイダ】サービス内容が多様なエッジプロバイダへの一律的なUSF拠出義務づけは非現実的。

*韓国では高トラフィックを誘発するCPがISPに相対取引でネットワーク利用料を支払う商慣行がある

(参考1-4) 接続や卸の協定・設備開放等

- **MVNOのMNOへの転換時、MVNOのM&Aの際に、MVNOネットワーク利用料や契約内容をめぐる紛争が発生**
- **米国では他国と傾向が異なるが、電柱設備改修費用負担を巡る紛争が発生**



■ **MNOに対するMVNOネットワーク利用料の適用（ドイツ）**

- 【テレフォニカ・ドイツ】MVNOの1&1は5G周波数獲得でMNOとなったので、MVNO向けではなくMNO向けのネットワーク利用料を遡及的に当社に支払うべき。
- 【1&1】MNOとしてのサービスは未開始のため、MVNOとしての契約は有効。



BNetzAが1&1のMVNO事業の終了期限を設定。1&1はテレフォニカ・ドイツとの契約交渉を終了し、MNOとして他社と新たにローミング契約締結



■ **通信事業者間の光ファイバ回線卸売・接続条件（フランス）**

- 【Bouygues Telecom】SFRのルーラル地域向け光ファイバ回線卸売サービス料金はARCEPが2015年に設定した標準モデルに準拠していない。
- 【SFR】提示料金は標準モデルどおりではないが、物価上昇やインフラ投資の費用等を反映したコストベースの設定。



ARCEPはSFRに料金基準再設定を命令



■ **電柱改修費の公平負担（米国）**

- 【電柱添架者】電柱改修費を添架者（事業者）に全額負担させる事例が多発し、事業者によるBB展開を阻害。改修費負担について明確かつ詳細な基準を確立すべき。
- 【電柱所有者】現行規則は原因者負担原則に基づき改修費分担を決定することを明記しているので、新たに画一的な規則や費用負担計算式を設けるべきではない。



FCCは電柱添架者の主張を一部認め、現行規則を改正する宣言的決定を全会一致で採択

(参考1-5) クラウド大手と生成AI企業の提携による競争阻害の懸念

- 米国での**Microsoft**と**OpenAI**の提携がクラウド・**AI**市場での新たな競争阻害につながる懸念
- 米国内では**FTC**が調査中。欧州でも規制機関と欧州テック業界が警戒する動き



■クラウド大手と生成AI企業の提携 (米国)

- 【消費者団体や一部生成AI企業】クラウド大手が、自社が投資する生成AI企業のサービスを優遇する可能性。AIイノベーションがクラウド大手に有利な方向に導かれる懸念がある。
- 【大手クラウド】組織や個人が公益に資する方法で AI を開発・活用できる取組みを実施しており、AI分野の競争を促進し、イノベーション加速に貢献している。



FTCが反トラスト法に基づき調査中



■クラウド大手による反競争的行為 への懸念 (EU)

- 【欧州テック企業及び欧州委】MicrosoftによるOpenAI出資が欧州での競争阻害となる懸念。
- 【クラウド大手Microsoftと生成AIベンチャー】MicrosoftとOpenAIは、両社の独立性を保ちつつAIイノベーションと競争を促進。



■クラウド大手による不当な市場支配 (英国)

- 【競合クラウドプロバイダ及びOfcom】クラウド大手の、データ移動料金や各種制限、割引の仕組み等がベンダーロックインにつながる。
- 【クラウド大手】データ移動料金や割引の仕組み等は、競争阻害ではなく、むしろコストと複雑さを軽減している。

(参考2-1) 連邦通信委員会 (FCC)

■所掌事務

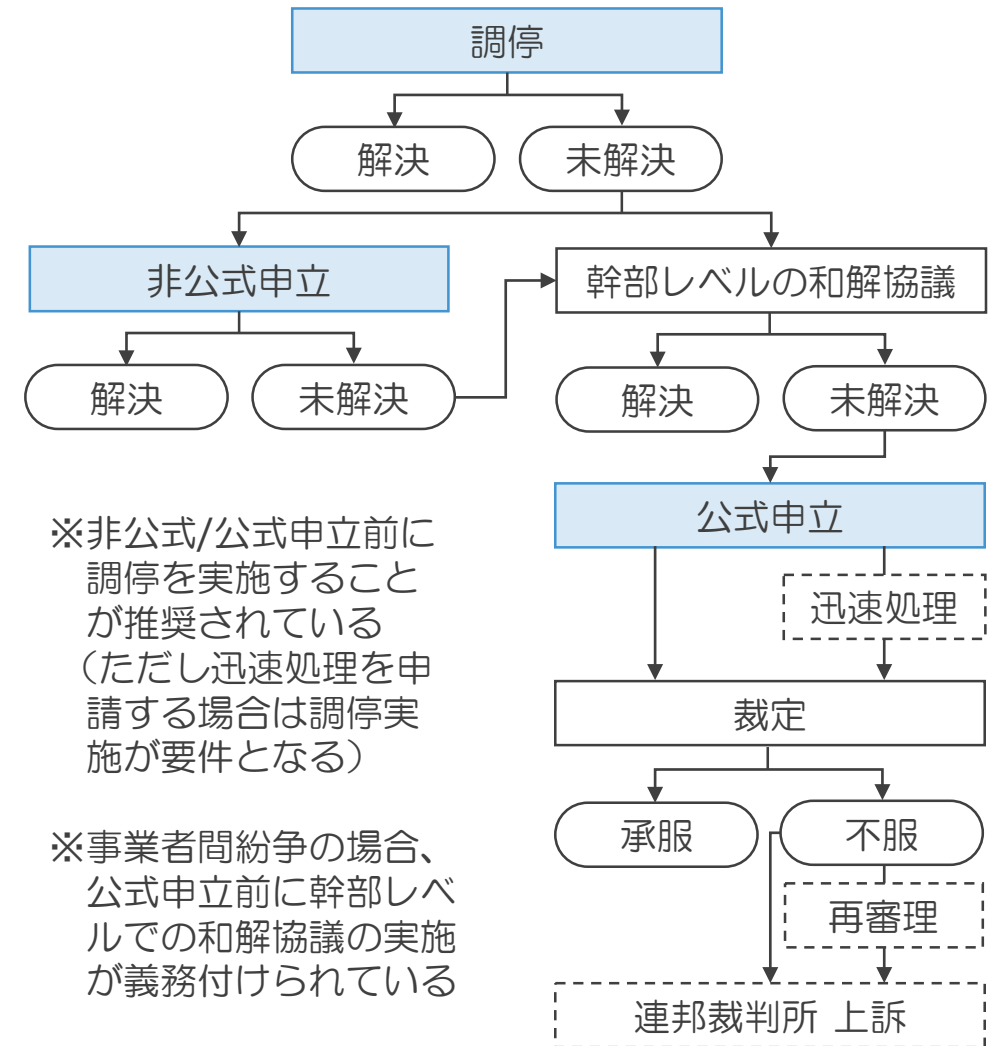
- 独立規制機関であり、電気通信・放送分野における規則制定や行政処分の実施を所掌する。
- 電気通信に関する所掌には、料金の審査・設定、事業の認可、周波数監理、無線局の免許交付等が含まれる。

■紛争処理対象事項

- FCC執行局市場紛争調停部門が州際・国際通信における紛争処理を行う。
- 紛争処理対象事項と根拠法は以下のとおり。

対象事項（根拠法）	紛争処理手続き
通信法違反に関する紛争 （通信法第208条）	・ 調停（非公式手続き） ・ 非公式／公式申立
電柱架設に関する紛争 （通信法第224条）	・ 調停（非公式手続き） ・ 非公式／公式申立

■紛争処理フロー（通信法第208・224条）



(参考2-2) 州公益事業委員会 (PSC/PUC)

■所掌事務

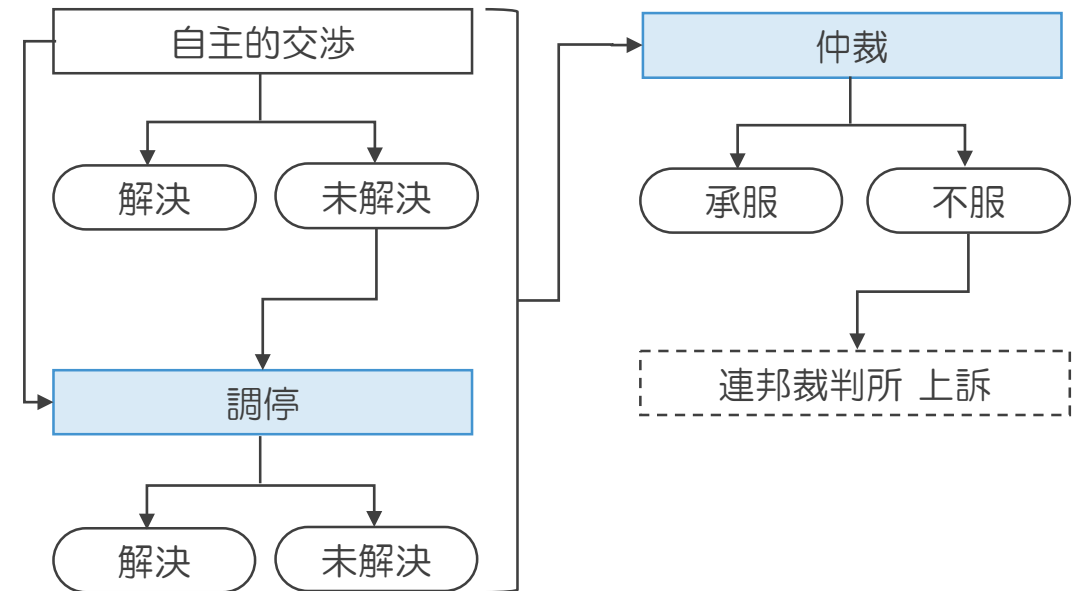
- 各州に設置されており、CA州の場合はCA州公益事業委員会 (CPUC) がこれに該当する。
- 州法に基づき、電気通信事業を含む公益事業全般を規制する。

■紛争処理対象事項

- 各州に設置されたPSC/PUCが**州内通信**における事業者間紛争処理を行う。CA州の場合はCPUC行政法審判官部門が紛争処理を担当する。
- 紛争処理対象事項と根拠法は以下のとおり。

対象事項（根拠法）	紛争処理手続き
相互接続に関する紛争 （通信法第252条）	・ 調停 ・ 仲裁
※CA州法令違反に関する紛争 （CPUC実施規則、決議ALJ181）	・ ADR（仲裁） ・ 公式申立

■紛争処理フロー（通信法第252条）



※州によって仲裁のみ実施される場合もある

※PSC/PUCが紛争処理を行わなかった場合には、FCC執行局が措置を講じることができる。

(参考2-3) 司法省反トラスト局・連邦取引委員会 (FTC)

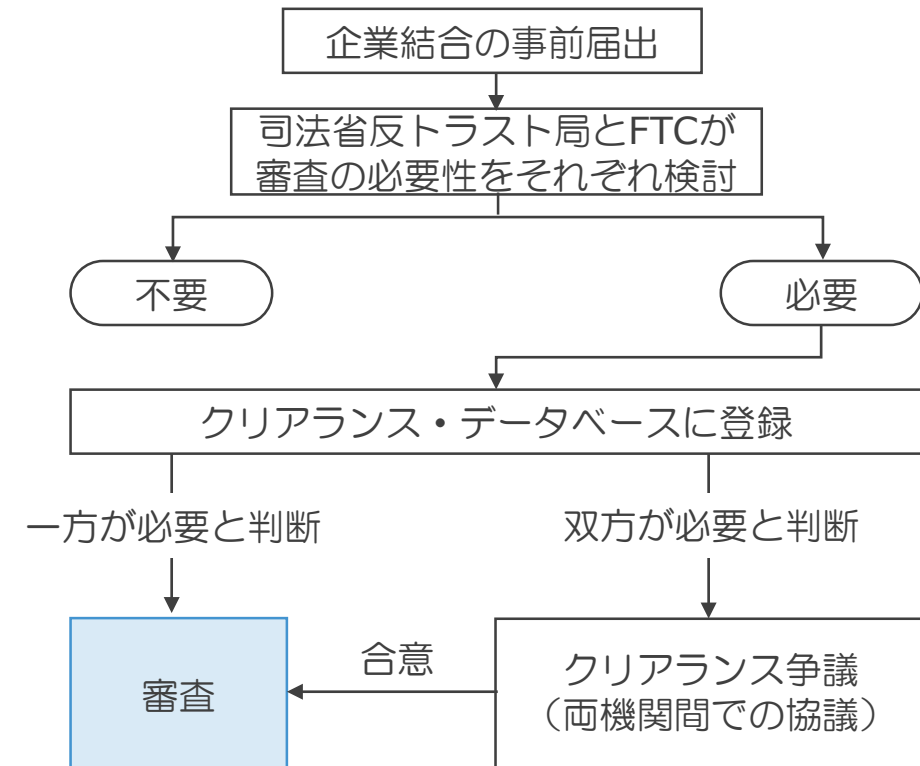
■反トラスト法に基づく紛争処理

- 司法省反トラスト局又はFTCは、反トラスト法違反行為が存在すると認めた場合に審査を実施し、必要に応じて刑事訴追、民事提訴、行政的排除措置を行う。
- 反トラスト法違反によって損失や損害がもたらされる場合、個人や事業者はクレイトン法に基づく民事提訴が可能。

反トラスト法	規定	執行機関	手続き
1980年 シャーマン法	取引制限及び独占化行為の禁止	司法省	刑事訴追、 民事提訴
1914年 クレイトン法	価格差別及び排他的条件付取引の禁止、 <u>企業結合の規制</u> 等	司法省 FTC	民事提訴、 行政的排除措置
1914年 FTC法	不公正な競争方法及び不公正又は欺瞞的な行為又は慣行の禁止	FTC	民事提訴、 行政的排除措置

■司法省反トラスト局・FTCの共同管轄権

- 司法省反トラスト局とFTCはクレイトン法に基づく審査について共同管轄権を有する。正式な管轄区域は規定されていないが「クリアランス・プロセス」を経て審査担当を決定している。



(参考2-4) 民間ADR団体

■民間ADR団体

- 電気通信分野の紛争処理を手掛ける民間ADR団体の数は不明。
- 主な民間ADR団体には、米国仲裁協会（AAA）、米国弁護士協会（ABA）紛争処理部会、CPR紛争処理研究所等がある。

■米国仲裁協会（AAA）

- 米国最大の非営利民間ADR団体（1926年設立）。
- 全米に27事務所を構え、8,000人以上の調停人や仲裁人によるADRサービスを提供。
- 2022年には合計1万273件のADRを実施したが、電気通信分野における実施件数は前年比16%減。

■AAA「無線業界仲裁規則」

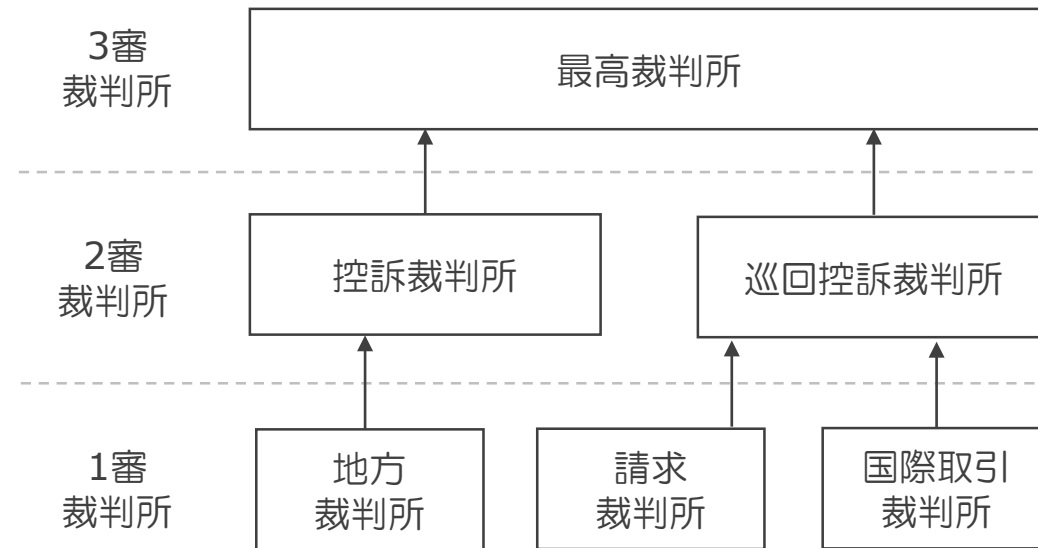
- AAAと無線通信業界団体CTIAは2009年、より迅速・公正・経済的な紛争解決のため、無線業界向けADRサービスとして「無線業界仲裁規則」を共同開発した。

手続き	迅速手続き	通常手続き	大型・複雑案件手続き
対象案件	訴額が7万5,000ドル未満の案件	訴額が7万5,000～50万ドルの案件	訴額が50万ドル超の案件
調停	—	審理中に調停申請が可能	審理前の調停実施が義務
仲裁人	1名	1名	3名
裁定	書類最終提出日から7日以内及び仲裁人指名後45日以内に裁定を下す	審理終了後30日以内に裁定を下す	—

(参考2-5) 連邦裁判所

■連邦裁判所制度

- 米国の裁判制度は連邦裁判所と州裁判所による二元的体制を採っている。
- 連邦裁判所は地方裁判所、控訴裁判所、最高裁判所の3審制で、合衆国憲法第3篇第1条によって司法権を与えられている。



※地方裁判所は、「1998年ADR法」に基づき、すべての民事訴訟についてADRの利用を許可し、独自ADRプログラムを考案・実施すること等が義務付けられている。

※上記のほか、司法府に属さない裁判機関も存在する

■民事訴訟フロー

